

令和8年5月

和泉市営住宅 あき家入居者募集

申込み用紙の配布

配布期間	令和8年5月11日（月）～5月22日（金） ※但し、土曜日・日曜日・祝日を除く 各日とも 午前9時00分～午後5時15分
配布場所	一般財団法人 和泉市公共施設管理公社 住宅センター ゆうゆうプラザ（人権文化センター）3階 ・和泉市役所（庁舎4階建築住宅室窓口、庁舎受付） ・北部リージョンセンター ・南部リージョンセンター ・和泉シティプラザ出張所

入居の申込方法

申込方法	直接申込 又は インターネット申込
受付期間	日にち：令和8年5月18日（月）～5月22日（金） 時間：（直接申込）各日とも 午前9時00分～午後5時15分 （インターネット申込） 令和8年5月18日（月）午前9時00分～ 令和8年5月22日（金）午後5時15分
受付場所	（直接申込）ゆうゆうプラザ（人権文化センター）3階 会議室
ご注意	申込みは直接申込み及びインターネット申込みとなっています。郵送されたものは、申込みを無効とします。

抽せん会

抽せん日時	令和8年5月29日（金） 午前10時から
抽せん場所	ゆうゆうプラザ（人権文化センター）3階 会議室

問い合わせ

名称：一般財団法人 和泉市公共施設管理公社 住宅センター 住所：〒594-0023 和泉市伯太町六丁目1番20号 電話番号：0725-46-0056	名称：和泉市 建築住宅室 市営住宅担当 市営住宅グループ（庁舎4階） 住所：〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号 電話番号：0725-99-8190（直通）
--	---

必ず最後までよくお読みになったうえでお申込みください。
申込書の記載内容に誤りがある場合や、書類審査で証明
できない場合は無効・失格となります。



和泉市イメージキャラクター
コダイくん&ロマンちゃん

直接申込時に提出していただくものは、以下のとおりです。

●市営住宅入居申込書

- 表裏とも、必要事項を記入してください。
- 申込者が自署しない場合は記名押印をしてください。

●郵便はがき（85円） 1枚

（結果通知を希望される方のみ）

- 表面に、郵便番号・住所・氏名をご記入願います。
- マンション名、アパート名など記入漏れの無いようにしてください。
- 裏面は、未記入（白紙）でお願いします。

※ 書類の訂正等で使用しますので印鑑（認印）をご持参ください。

※インターネット申込の際は、不要です。

も く じ

1.	市営住宅への入居を希望される方へ	P.2
2.	申込方法	P.2
3.	申込資格	P.2~8
4.	注意事項	P.9~10
	(1) 申込みにあたってのご注意	P.9
	(2) 申込み後に申込み内容を変更又は取り下げしたい場合 ...	P.10
	(3) 入居にあたって	P.10
	(4) 共益費について	P.10
5.	申込受付から入居まで	P.11
6.	裁量世帯について	P.12
7.	収入基準について	P.13
8.	月収額の計算のしかた	P.13~23
9.	申込書の書き方の例	P.24~25
10.	よくある質問と回答	P.26~30
11.	公募する住宅について	P.31~32
	(1) 一般世帯向け募集住宅一覧	P.31
	(2) 福祉世帯向け募集住宅一覧	P.31~32
	(3) 募集住宅の内覧について	P.32
12.	募集住宅の所在地及び就学区域について	P.33
13.	先着順申込のご案内	P.33~34
14.	募集住宅の位置図	P.35~38

1.市営住宅への入居を希望される方へ

今回の募集は、あき家の入居者募集です。新築住宅ではありませんので、内装はキズ、汚れなどがあります。応募される方は申込み前に必ず室内をご確認のうえ、お申し込みください。なお、**入居後の補修は行いません**のであらかじめご了承ください。

市営住宅のお申込みをされる場合、和泉市営住宅条例など関係法令に基づき、収入基準をはじめ、いろいろな制限がありますので、この「しおり」をよくお読みになり、お申し込みください。

2. 申込方法

①直接申込

表紙の裏面に記載の必要なものを準備の上、ゆうゆうプラザ(人権文化センター)3階会議室までお越しください。

②インターネットでの申込

インターネットによる申込をご希望される場合は、申込受付期間内に市ホームページ内又は下記の二次元コードから申込フォームに遷移後、必要事項の入力をお願いいたします。

○申込フォーム二次元コード⇒



3. 申込資格

★ 一般世帯向け申込資格

市営住宅に応募される方は、次の(1)～(7)のすべての条件を満たしていなければ申し込むことができません。

(1) 同居または同居しようとする3親等以内の親族がある方（同居親族要件）

● 夫婦・親子を中心とする2人以上の家族構成であること。

・不自然な世帯分離・世帯合併での申し込みはできません。ここでの世帯とは、現在同居している家族全員をいいます。

・ただし、以下の場合は、夫婦・親子以外の世帯でも申込みできます。

① 申込者及び同居者が親世帯と別場所にて募集期間の末日現在一年以上継続して独立して生計を営んでいる場合（他世帯から扶養されていないこと）

② 現在の世帯から除かれる方が、入院・施設入所等で入居できない場合。

③ 申込み時に離婚が成立していない夫婦を分割する申込みで、①書類審査時まで離婚が成立する方、②住民票上1年以上別居しており、実質婚姻関係が破綻している方、③DV 被害者（大阪府各子ども家庭センター地域福祉担当、大阪市各区保健福祉センター地域保健福祉課、堺市各区役所地域福祉課等で証明の受けられる方）のいずれかに該当する場合。

※ 募集期間末日現在で満60歳以上の方、障がい者の方や生活保護受給者等であれば、**単身でも申し込むことができます。（5ページに資格掲載）**

※ 内縁関係にある方や婚約者、性的マイノリティでパートナーシップ関係にある方（以下、「パートナーシップ関係にある方」という）との申込みも可能です。

・ただし、内縁関係の方は、申込みの時点で住民票に「妻（未届）」または「夫（未届）」という記載が確認できる場合に限ります。

・婚約者との申込みの方は、書類審査時までに入籍されたことを証明できる書類が提出できない場合は入居できません。

・パートナーシップ関係にある方は、その関係が大阪府が発行する「パートナーシップ宣誓書受領証」で確認できる場合に限ります。

(2) 収入基準に合う方

● 市営住宅は、法令等により収入基準が定められていますので、13 ページの収入基準の範囲内でなければ申込みできません。

● 一世帯で2人以上の収入がある場合は、14 ページ～23 ページを参考として収入基準に合うかどうかを確かめてください。（入居予定者全員の収入が対象です。アルバイトやパート等の方も含まれます。）

(3) 独立の生計を営み、申込みの本人が和泉市内に住んでいるか、勤務をしている方

- 申込時点において、和泉市に住民登録をしていること、または和泉市内の事業所に勤務していること（書類審査時には事務所名・所在地が明記されている勤務証明書が必要）が条件です。

※すべての方において、住民登録をしているところと住んでいるところが同じであること（書類審査時は、住民票が必要）が条件です。

(4) 家賃及び敷金を支払うことができる方

- 3月以上家賃の滞納が続きますと、裁判により強制退去となることがありますので、ご注意ください。
- 敷金は家賃の3ヶ月分です。

(5) 滞納がないこと

- 現在または過去において市営住宅等に入居している（入居していた）者にあっては、申込み時に家賃、共益費及び駐車場使用料に未納がないことが申込みの条件です。

(6) 暴力団員でないこと

- 申込者及び同居者が暴力団員でないこと。
暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

(7) 次のいずれか1項目以上に該当する住宅困窮者であること

- 危険な建物あるいは設備が不十分な賃貸住宅に住んでいる。
- 居住困難な同居、または間借りをしている。
- 正当な理由により立ち退き要求を受けている。（自己の責による場合は除く。）
- 通勤に不便である。
- 収入に比べ高額な家賃を払っている。
- その他特別な事情がある場合

※持ち家がある方は原則として申し込むことができません。

ただし、入居後1か月以内に家屋の所有権を市営住宅に入居される方以外に移転されるなど、処分を予定している場合は申込できます。

★ 単身者申込資格

次の(1)～(10)のいずれかに該当し、かつ同居親族要件を除く一般世帯向け申込資格（2～4ページ参照）の条件を満たす単身者

現在、単身でお住まいでない方については、単身で居住する必要がある方に限ります。

なお、常時の介護が必要な方でも、居宅において常時の介護を受けることにより、自立した生活ができる方は申し込むことができます。

- (1) 年齢が60歳以上の方：年齢については、募集期間末日現在の満年齢です。
- (2) 身体障がい者：身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が1級から4級までの方
- (3) 精神障がい者：精神障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が1級から3級までの方
- (4) 知的障がい者：知的障がい者療育手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度がAからB2までの方
- (5) 戦傷病患者：戦傷病患者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第6項症までと第1款症の方
- (6) 原子爆弾被爆者：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- (7) 生活保護を受けている方：既に単身世帯で生活保護を受給している方
- (8) 海外からの引揚者：引揚後5年以内の方
- (9) ハンセン病療養所入所者等：平成8年3月31日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
- (10) DV被害者：ア) 又はイ) のいずれかに該当する方
 - ア) 婦人相談所や、厚生労働大臣が定める基準を満たし、婦人相談所から委託を受けた者により一時保護、又は婦人保護施設により保護を受け、保護が終了した日から5年を経過していない方
 - イ) 裁判所に保護命令の申立を行い、その命令効力が生じてから5年を経過していない方

★ 福祉世帯向け申込資格

次のいずれかの世帯にあてはまり、かつ一般世帯向け申込資格（2～4ページ参照）のすべての条件を満たしている必要があります。

ただし、5ページの資格を満たす単身者については、一般世帯向けの申込資格（1）（同居親族要件）は除きます。

高 齢 者 世 帯

申込本人が募集期間の末日現在で満60歳以上の方であって、同居しようとする親族のいない方、または次の(1)～(3)のいずれかの親族とのみ同居し、または同居しようとする世帯

- (1) 配偶者（内縁関係にある方、パートナーシップ関係にある方を含む）
- (2) 18歳未満の児童（世帯を不自然に分割した方を除く）
- (3) 60歳以上の方

(注) 同居される方の中に、上の(1)～(3)のいずれにもあてはまらない方がおられる場合には高齢者世帯とはなりません。

なお、年齢については募集期間の末日現在での満年齢をいいます。

内縁関係の方は、その関係が住民票の「妻（未届）」または「夫（未届）」という記載で確認できる場合に限りです。

ひ と り 親 世 帯

申込みの時点で次の(1)～(7)のいずれかにあてはまり、募集期間の末日現在で20歳未満の児童を扶養している世帯

- (1) 死別によりひとり親となった方
配偶者(夫・妻)と死別した方であって、現に婚姻をしていない方
- (2) 離婚によりひとり親となった方
離婚した方であって、現に婚姻をしていない方
※①書類審査時まで離婚が成立する方 ②住民票上1年以上別居している方
③DV被害者 を含む
- (3) 婚姻によらないで母または父となった方
婚姻によらず母または父となった18歳以上の方であって、現に婚姻をしていない方
- (4) 配偶者の生死が1年以上明らかでない方
警察へ捜索願の届出をしている場合に限りです。

(5) 配偶者から1年以上遺棄されている方

住民票上1年以上配偶者と別居している場合に限りです。

(6) ひとり親世帯等に準じる状況にある世帯

配偶者の暴力等により、婚姻関係が事実上破綻している場合で、大阪府各子ども家庭センター、大阪市各区役所の保健福祉センター保健福祉課、堺市各区役所の地域福祉課等で、ひとり親世帯等に準じる状況にある世帯として証明を受けられる方

(注) 証明書については、入居資格書類審査時に提出していただきます。

(7) その他

イ) 配偶者が海外にいるため、その扶養を受けられない方

ロ) 配偶者が精神又は身体の障がいにより長期にわたってその労働能力を失っている方

ハ) 配偶者が法令により1年以上拘禁され、長期にわたってその扶養を受けられない方

(注) 上記(2)～(5)、(7) - (ハ)の基準となる日は、募集期間の末日です。

障がい者世帯

単身者で、次の(1)～(3)に該当する方、または、2人以上の親族で構成される世帯であって、申込本人もしくは同居親族に次の(1)～(5)のいずれかに該当する方がいる世帯

(1) 身体障がい者世帯

身体障がい者手帳（1～4級）または戦傷病者手帳の交付を受けている方

(2) 知的障がい者世帯

知的障がい者療育手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度がAからB2までの方

(3) 精神障がい者世帯

精神障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が1級から3級までの方

(4) 結核回復者世帯

結核による長期療養が必要な方で、日常生活が制限され、かつ、入居時までに退院可能な方、または申込日において退院後3年を経過していない方

(5) 難病患者等がいる世帯

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に定める疾病による障がいの程度が「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」である方

ハンセン病療養所入所者等の世帯

申込本人または同居者に、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯

注意事項

入居できる住宅は、高齢者・障がい者向けに対応した設備改善は行っておりません。入居後にご自身で設備改善をしたい場合は、事前に一般財団法人和泉市公共施設管理公社 住宅センターまでお問い合わせください。
なお、改善内容によっては認められない場合もあります。

4. 注意事項

(1) 申込みにあたってのご注意

- ① 申込みは1世帯1通（インターネット申し込みの場合は1回）に限ります。
1世帯で2通以上申込みされた場合、また同一人物の氏名を2通以上の申込書に記載された場合（同居親族も含む）は、全部の申込みを無効とします。また、直接申込みとインターネット申込みの同時申込みを行った場合も同様に無効です。
- ② 直接申込みの場合、当日は会場が混雑しますので、あらかじめ記載事項はすべて記入し、申込みください。
- ③ インターネット申込み後に、入力していただいたメールアドレスあてに入力内容が記載された受付完了メールを送信いたします。入力内容の修正・申込みの取り下げを依頼する際に必要ですので、該当メールを削除しないようお願いいたします。
- ④ 婚約者との申込みの場合は、入居の審査時に〔結婚届の受理証明書〕または〔結婚後の戸籍謄本〕の提出が必要です。また、婚約者が変わった場合は失格となります。
- ⑤ 申込資格がないことが判明した場合は、申込みを無効とします。受付け後当選しても失格となります。
- ⑥ 申込書の記載事項が事実と反する場合や不正の記述があった場合は申込みを無効とします。また、当選後指定された期日までに審査必要書類にて申込資格や申込書の記載内容が証明できない場合は、失格となります。
- ⑦ 入居の際、申込書に記載した方全員の住民票異動が必要です。申込み後の同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く）は認めません。また、单身不可の住宅では死亡の場合でも入居のときに单身となった場合には入居できず、失格となります。
- ⑧ 世帯を不自然に分割・合併して申し込むことはできません。
- ⑨ 申込者及び同居親族が、自家所有者である場合は、原則として申込みできません。
- ⑩ 過去に市営住宅（店舗を含む）に居住していた方のうち、不正な使用（無断退去・家賃滞納など）をした方は申し込めません。
- ⑪ 当選後の入居手続き中に、先着順申込はできません。

(2) 申込み後に申込み内容を変更又は取り下げしたい場合

申込み後に申込み内容を変更又は取り下げたい場合は、①申込住宅名、②申込棟室番号、③氏名、④変更後の事項、⑤変更前の事項を一般財団法人和泉市公共施設管理公社住宅センターまでお電話またはお越しの上お伝えください。なお、変更があったにもかかわらず連絡のない場合及び変更後の内容が各申込資格を満たさない場合等は失格になることもありますのでご注意ください。

(3) 入居にあたって

- ① 入居時に敷金として家賃の3カ月分をお預かりします。
- ② 市営住宅内で駐車場がないところもありますので、お車をお持ちの方は自己の責任で適正な保管場所を確保してください。
- ③ 市営住宅では、犬や猫などの動物を飼うことはできません。
- ④ 入居後の家賃の支払いは、口座振替による納入（名義人の指定する口座からの引き落とし）にご協力ください。
- ⑤ 入居後毎年、次年度の家賃額を決定するために収入調査を実施します。この「収入申告書」を提出されない場合は、民間住宅並みの家賃を請求することになりますので、収入申告書は必ず提出してください。収入申告書は一般財団法人和泉市公共施設管理公社 住宅センターにて発行しています。
- ⑥ 快適な共同生活が営めるよう、お互いの生活を尊重しあい、その他入居上の決まりを守るようお願いいたします。
- ⑦ 家賃は毎月月末までにお支払いください。家賃滞納は明渡し請求の対象となります。

(4) 共益費について

市営住宅共用部分（廊下・階段・集会所等の共同で使用する部分）の電気・ガス・水道並びに電球の費用等として、共益費を徴収しています。共益費は家賃には含まれていないのでご注意ください。

各団地の月額共益費は次のとおりです。

団地名	月額共益費
山手団地	1,100円
永尾団地	1,100円
黒鳥第二住宅	1,300円
和泉中央住宅	2,000円

6. 裁量世帯について

次のア～ケに該当する世帯の方は裁量世帯となり、計算後の月収額が214,000円以下の方であれば申し込むことができます。

なお、入居後3年を経過した時点で、裁量世帯に該当しなくなった世帯で158,000円を超える世帯については、収入超過者となり割増賃料を課される上、市営住宅の明渡し努力義務が発生しますので、ご了承ください。

対象世帯	世帯要件
ア. 身体障がい者世帯	申込本人または同居者に、身体障がい者手帳1級から4級までの交付を受けた方がいる世帯
イ. 精神障がい者世帯	申込本人または同居者に、精神障がい者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けた方、または現に医療にあたり、当該精神障がい者の事情に精通する精神科医により、同程度の障がいがあると診断された方がいる世帯
ウ. 知的障がい者世帯	申込本人または同居者に、子ども家庭センターまたは知的障がい者サポートセンターの長により、知的障がいの程度がAまたはB1と判定された方がいる世帯
エ. 60歳以上と18歳未満の世帯	申込本人が60歳以上であること。同居者がある場合はいずれもが60歳以上または18歳未満の方である世帯。なお、年齢については、募集期間の末日現在での満年齢を言います。
オ. 戦傷病者世帯	申込本人または同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第6項症まで、または第1款症の方がいる世帯
カ. 原爆被爆者世帯	申込本人または同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認証を受けている方がいる世帯
キ. 引揚者世帯	申込本人または同居者に、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯
ク. ハンセン病療養所入所者等世帯	申込本人または同居者に、ハンセン病療養所入所者等がいる世帯
ケ. 子育て世帯	同居者に、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者がいる世帯

※ **ハンセン病療養所入所者等とは**、平成8年3月31日までの間に、国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者であって、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行の日（平成13年6月22日）において生存しているもの。

7. 収入基準について

収入計算後の月収額が、**158,000円以下の方**、また裁量世帯（12 ページ参照）については、**214,000円以下の方**が、申込むことができます。

8. 月収額の計算のしかた

- ・申込みの基準となる世帯の月収額の計算方法は、まず市営住宅に入居しようとする方全員の1年間の総所得金額を計算して合算し、そこからあてはまる控除額をすべて差し引いた残りの金額を12で割ったものです。
- ・総所得金額の計算方法は、得ている収入の種類（年金・給与・事業所の所得等）や現在の勤務先に勤務し始めた年月日や現在の事業などを始めた年月日によって異なります。（14 ページ～23 ページ参照）

$$\boxed{（1年間の総所得金額 - 控除額） \div 12ヶ月 = 世帯の月収額}$$

この世帯の月収額により、申込資格の有無及び家賃が決定します。

★ 計算にあたっての注意事項

- ① 今回の申込みでの年間総収入（総所得）金額は、前年中の年間総収入（総所得）金額が対象です。
- ② 収入としないもの……生活保護の各種扶助、失業給付金、法律により非課税とされている各種年金（遺族年金等）など、及び仕送りなどの非課税所得については、収入0円で計算してください。
- ③ 退職予定の場合……申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職する人で、以後無職、無収入となる人は、退職予定と記入のうえ、収入は0円として計算してください。
- ④ 2人以上に収入があるとき
市営住宅に入居しようとする方全員の所得額を個別に計算して合算してください。
- ⑤ 1人に2種類以上の収入があるとき
ア. 一人で2種類以上の収入があるときは、所得金額を個別に算出して合算します。
例) 年金と給与、給与と事業所得など
イ. 一人で同じ種類の収入を2か所以上から得ているときは、最初に総支給金額を合算してから、所得金額を算出します。
例) 2か所から給与を得ている場合、2種類の公的年金を受けている場合

月収額の計算手順

1. まず年間総収入（所得）金額を計算します。

あなたは給与所得者？年金所得者？その他の所得者？

2人以上に収入がある場合、2種類以上の収入がある場合は、それぞれ計算してください。

ア. 給与所得者

給与所得とは、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。（ただし非課税所得は含みません。）

あなたが仕事を始めた時期	計算のしかた
① 現在の勤務先に前年1月1日以前から引続き勤務している場合	① 前年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄)
② 現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、現在まで1年以上勤務している場合	② 勤務した翌月から12ヵ月間の総収入金額
③ 現在の就職先に就職してから、まだ1年に満たない場合	③ 次により計算した金額 $\frac{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{12} + \text{賞与}$ 勤務した翌月から申込み月の前月までの月数
④ 現在の勤務先に勤めてまだ1ヵ月の給与を受けていない場合	④ 雇用条件にもとづき支給が予定されている1ヵ月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額

年間総収入金額

円

円

次へ

イ. 年金所得者

厚生年金、国民年金、共済年金、恩給などの所得です。たとえば老齢年金、退職年金をいいます。その他、法律により非課税とされている各種年金（障がい年金、遺族年金等）については、所得は0円としてください。

年金の受給期間	計算のしかた
① 引き続き1年以上年金を支給されている方	① 前年中の支払年金額。 (年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額
② 年金を支給されて、まだ1年にならない方	② 年金証書の支払年金額。 (年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額

年間総収入金額

円

円

次へ

ウ. その他の所得者

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

開業の時期等	計算のしかた
① 前年1月1日以前から引続き現在まで同じ事業をしている方	① 前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費
② 前年1月2日以後に現在の事業を始めた方	② 事業を始めた翌月からの所得金額により計算した額 ※収入期間のとり方等については「給与所得者」の例にならってください。

年間所得金額

円

円

次へ

※ 日雇労働者の場合、給与所得者として賃金を貰っている方は、「給与所得者の場合」により計算してください。
日雇賃金所得として税務署に自己申告している方は、「その他の所得者の場合」により計算してください。

2. 次に、年間総収入金額から年間総所得金額を計算します。

◆ 収入金額によって計算方法が変わります。

ア. 給与所得者

年間総収入金額

 円

 円

年間総収入金額	年間給与所得金額	
651,000 円未満	年間給与所得金額 = 0	
651,000 円以上 1,900,000 円未満	年間総収入金額 - 650,000 円	-最高 10 万円※
1,900,000 円以上 3,600,000 円未満	年間総収入金額を 4000 で割り、その答えの 1 円未満を切捨てた後 4000 を掛け戻し、出た額を右の A にあてはめてください。	- 10 万円
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満		
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円	- 10 万円
8,500,000 円以上	年間総収入金額 - 1,950,000 円	



年間給与所得金額

 円

 円

次へ

※10 万円未満の時はその金額

◆ 年齢と収入金額によって計算方法が変わります。

イ. 年金所得者

年間総収入金額

 円

 円

年齢	年間総収入金額	年間年金所得金額	
65 歳以上の方	1,100,000 円以下	年間年金所得金額 = 0	
	1,100,001 円以上 3,299,999 円以下	年間総収入金額 - 1,100,000 円	-最高 10 万円※
	3,300,000 円以上 4,099,999 円以下	年間総収入金額 $\times 0.75 - 275,000$ 円	- 10 万円
	4,100,000 円以上 7,699,999 円以下	年間総収入金額 $\times 0.85 - 685,000$ 円	
	7,700,000 円以上 9,999,999 円以下	年間総収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円	
65 歳未満の方	600,000 円以下	年間年金所得金額 = 0	
	600,001 円以上 1,299,999 円以下	年間総収入金額 - 600,000 円	-最高 10 万円※
	1,300,000 円以上 4,099,999 円以下	年間総収入金額 $\times 0.75 - 275,000$ 円	- 10 万円
	4,100,000 円以上 7,699,999 円以下	年間総収入金額 $\times 0.85 - 685,000$ 円	
	7,700,000 円以上 9,999,999 円以下	年間総収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円	



年間年金所得金額

 円

 円

次へ

※10 万円未満の時はその金額

ウ. その他の所得者

年間総所得金額

 円

 円


その他年間所得金額

 円

 円

次へ

3. 最後に、総所得金額の合計から控除額を差し引いて月収額を計算します。

所得の種類	年間所得金額
ア. 給与所得者	円
年間給与所得金額	円
イ. 年金所得者	円
年間年金所得金額	円
ウ. その他所得者	円
その他年間所得金額	円
年間所得金額合計	円

控除の種類	控除対象者	計算方法	控除額
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族	38万円 × 人	円
寡婦控除	申込者本人及び同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 ・夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族のある方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方	最高27万円 × 人 ※左記に該当する方の計算後の所得が27万円未満のときは、その所得額	円
ひとり親控除	申込者本人及び同居親族のうち、現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件の全てに該当する方 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと ・生計を一にする子(その年分の総所得金額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない)がいること ・合計所得が500万円以下であること	最高35万円 × 人 ※左記に該当する方の計算後の所得が35万円未満のときは、その所得額	円
老人控除対象配偶者控除 老人扶養控除	控除対象配偶者で70歳以上の方 または扶養親族で70歳以上の方	10万円 × 人	円
扶養親族控除	配偶者を除く扶養親族で、16歳以上23歳未満の方	25万円 × 人	円
障がい者控除	障がい者の方 ・身体障がい者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障がい者更生相談所等により知的障がいと判定された方 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方など	27万円 × 人	円
特別障がい者控除	特別障がい者の方 ・身体障がい者手帳：1～2級 ・療育手帳：総合判定がA ・精神障害者福祉手帳：1級 ・戦傷病者手帳：特別項症～第3項症	40万円 × 人	円
控除額の合計			円

$$\boxed{} - \boxed{} \rightarrow \boxed{} \div 12 = \boxed{} \text{円}$$

年間所得金額合計 - 控除額の合計 → 控除後の年間所得金額 ÷ 12ヶ月 = 計算後の月収額

★ この計算後の月収額が158,000円(12ページに該当する裁量世帯は214,000円)以下であれば申込みできます。
 ※ 申込みにあたっては、その他の申込み資格を満たす必要があります。

月収額計算例

月収額計算例 その1 (給与所得者が2人の場合)

 家族構成	本人 (50才)	年間総収入金額 3,350,000円 (会社員)
	妻 (45才)	(専業主婦)
	長女 (25才)	年間総収入金額 1,380,000円 (アルバイト)
	長男 (19才)	(大学生)

★ 【給与収入】年間総所得金額を計算します。

年間総収入金額	年間給与所得金額	
651,000円未満	年間給与所得金額 = 0	
651,000円以上 1,900,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円	-最高10万円※
1,900,000円以上 3,600,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。	A×0.7 - 80,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満		A×0.8 - 440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	-10万円
8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円	

※10万円未満の時はその金額

- ①本人の年間総所得金額 $3,350,000円 \div 4,000 = 837.5円$ (1円未満切り捨て)
 $837 \times 4,000 \times 0.7 - 80,000円 - 100,000円 = \underline{2,163,600円}$
- ②長女の年間総所得金額 $1,380,000円 - 650,000円 - 100,000円 = \underline{630,000円}$

★ 控除額を計算します。

同居及び扶養親族控除	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族] 38万円 × 3人 = 114万円	妻・長女・長男
寡婦控除	[寡婦(夫)であって所得のある人] 27万円 × 人 = 万円 ※計算後の所得が27万円未満のときは、その所得額	
ひとり親控除	[ひとり親であって所得のある人] 35万円 × 人 = 万円 ※計算後の所得が35万円未満のときは、その所得額	
老人控除対象配偶者控除 老人扶養控除	[控除対象配偶者で70歳以上の方又は扶養親族で70歳以上の方] 10万円 × 人 = 万円	
扶養親族控除	[配偶者を除く扶養親族で、16歳以上23歳未満の方] 25万円 × 1人 = 25万円	長男
障がい者控除	[障がい者がいる場合] 27万円 × 人 = 万円	
特別障がい者控除	[特別障がい者がいる場合] 40万円 × 人 = 万円	

★ 月収額を計算します。 $(\text{総所得金額合計} - \text{控除額合計}) \div 12 = \text{申込家族の月収額}$

$$\{(2,163,600円 + 630,000円) - (114万円 + 25万円)\} \div 12 = \underline{116,966円}$$

☆ 申込書の月収欄の記入方法

市営住宅に入居しようとする者の収入	氏名	給与年金その他の別	年間総所得金額
市営住宅に入居しようとする者の収入	(本人の氏名)	給与・年金・生活保護・その他	2,163,600円
	(長女の氏名)	給与・年金・生活保護・その他	630,000円
申込家族の月収額			月額 116,966円

月収額計算例 その2（給与所得者とその他所得者がいる場合）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block; text-align: center;"> 家族構成 </div>	本人（50才）	年間総所得金額	1,750,000円（自営業）
	妻（45才）	年間総収入金額	990,000円（パート）
	長男（19才）		（大学生）
	長女（14才）		（中学生）
	次女（12才）		（小学生）

★ 【給与収入】年間総所得金額を計算します。

年間総収入金額	年間給与所得金額
651,000円未満	年間給与所得金額 = 0
651,000円以上 1,900,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円
1,900,000円以上 3,600,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。 $A \times 0.7 - 80,000$ 円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	$A \times 0.8 - 440,000$ 円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円

妻

※10万円未満の時はその金額

- ①本人の年間総所得金額 **1,750,000円**
 ②妻の年間総所得金額 $990,000円 - 650,000円 - 100,000円 = 240,000円$

★ 控除額を計算します。

同居及び扶養親族控除	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族] 38万円 × 4人 = 152万円
寡婦控除	[寡婦(夫)であって所得のある人] 27万円 × 人 = 万円 ※計算後の所得が27万円未満のときは、その所得額
ひとり親控除	[ひとり親であって所得のある人] 35万円 × 人 = 万円 ※計算後の所得が35万円未満のときは、その所得額
老人控除対象配偶者控除 老人扶養控除	[控除対象配偶者で70歳以上の方又は扶養親族で70歳以上の方] 10万円 × 人 = 万円
扶養親族控除	[配偶者を除く扶養親族で、16歳以上23歳未満の方] 25万円 × 1人 = 25万円
障がい者控除	[障がい者がいる場合] 27万円 × 人 = 万円
特別障がい者控除	[特別障がい者がいる場合] 40万円 × 人 = 万円

妻・長男・
長女・次女

長男

★ 月収額を計算します。 $(\text{総所得金額合計} - \text{控除額合計}) \div 12 = \text{申込家族の月収額}$

$$\{(1,750,000円 + 240,000円) - (152万円 + 25万円)\} \div 12 = \mathbf{18,333円}$$

☆ 申込書の月収欄の記入方法

市営住宅に入居しようとする者の収入	氏名	給与年金その他の別	年間総所得金額
市営住宅に入居しようとする者の収入	(本人の氏名)	給与・年金・生活保護・ その他	1,750,000円
	(妻の氏名)	給与 ・年金・生活保護・その他	240,000円
申込家族の月収額			月額 18,333円

月収額計算例 その3（給与所得者と年金所得者がいる場合）

家族構成

本人（67才）	年間給与収入金額	1,851,000円（会社員）
	年間年金収入金額	1,600,000円（老齢年金）
妻（55才）	年間給与収入金額	990,000円（パート）

★【給与収入】年間総所得金額を計算します。

年間総収入金額	年間給与所得金額	
651,000円未満	年間給与所得金額 = 0	
651,000円以上 1,900,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円	-最高10万円※
1,900,000円以上 3,600,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。	A×0.7 - 80,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満		A×0.8 - 440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	-10万円
8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円	

妻・本人

※10万円未満の時はその金額

①本人の年間給与所得金額 $1,851,000円 - 650,000円 - 100,000円 = \underline{1,101,000円}$

②妻の年間給与所得金額 $990,000円 - 650,000円 - 100,000円 = \underline{240,000円}$

★【年金収入】年間総所得金額を計算します。

受給者の年齢	年間総収入額(A)	年間年金所得金額
65歳以上の方	110万円以下	年間年金所得金額 = 0
	110万円を超え 330万円未満	年間総収入金額 - 1,100,000円
	330万円以上 410万円未満	年間総収入金額 × 0.75 - 275,000円
	410万円以上 770万円未満	年間総収入金額 × 0.85 - 685,000円
	770万円以上 1000万円未満	年間総収入金額 × 0.95 - 1,455,000円
65歳未満の方	60万円以下	年間年金所得金額 = 0
	60万円を超え 130万円未満	年間総収入金額 - 600,000円
	130万円以上 410万円未満	年間総収入金額 × 0.75 - 275,000円
	410万円以上 770万円未満	年間総収入金額 × 0.85 - 685,000円
	770万円以上 1000万円未満	年間総収入金額 × 0.95 - 1,455,000円

本人

※10万円未満の時はその金額

③本人の年間年金総所得金額 $1,600,000円 - 1,100,000円 - 100,000円 = \underline{400,000円}$

（次のページへつづく）

★ 控除額を計算します。

同居及び扶養親族控除	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族] 38万円 × 1人 = 38万円	妻
寡婦(夫)控除	[寡婦(夫)であって所得のある人] 27万円 × 人 = 万円 ※計算後の所得が27万円未満のときは、その所得額	
ひとり親控除	[ひとり親であって所得のある人] 35万円 × 人 = 万円 ※計算後の所得が35万円未満のときは、その所得額	
老人控除対象配偶者控除 老人扶養控除	[控除対象配偶者で70歳以上の方又は扶養親族で70歳以上の方] 10万円 × 人 = 万円	
扶養親族控除	[配偶者を除く扶養親族で、16歳以上23歳未満の方] 25万円 × 人 = 万円	
障がい者控除	[障がい者がいる場合] 27万円 × 人 = 万円	
特別障がい者控除	[特別障がい者がいる場合] 40万円 × 人 = 万円	

★ 月収額を計算します。

(総所得金額合計 - 控除額合計) ÷ 12 = 申込家族の月収額

$$\{ (1,101,000円 + 240,000円 + 400,000円) - 38万円 \} \div 12 = \underline{\underline{113,416円}}$$

☆ 申込書の月収欄の記入方法

市営住宅に入居しようとする者の収入	氏名	給与年金その他の別	年間総所得金額
市営住宅に入居しようとする者の収入	(本人の氏名)	給与 年金 生活保護・その他	1,501,000円
	(妻の氏名)	給与 年金・生活保護・その他	240,000円
申込家族の月収額			月額 113,416円

申込家族の収入を確かめて月収額を計算してください。

所得者が2名以上いる場合は、それぞれの所得の計算方法に従って月収計算をして下さい。

給与所得者記入欄

年間総収入金額(申込みのしおり14～15ページ参照) <small>(申込人・なまえ)</small>	年間総収入金額(申込みのしおり14～15ページ参照) <small>(家族・なまえ)</small>
円	和泉 花子 990,000 円

総収入金額から、
年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額	
① 651,000円未満	年間給与所得金額 = 0	
② 651,000円以上 1,900,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円	—最高10万円※
③ 1,900,000円以上 3,600,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。 $A \times 0.7 - 80,000$ 円	—10万円
④ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	$A \times 0.8 - 440,000$ 円	
⑤ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
⑥ 8,500,000円未満	年間総収入金額 - 1,950,000円	

年金所得者記入欄

年間総収入金額(申込みのしおり14～15ページ参照) <small>(申込人・なまえ)</small>	年間総収入金額(申込みのしおり14～15ページ参照) <small>(家族・なまえ)</small>
円	円

年間総収入金額から、
年間年金所得金額を計算する方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額
65歳以上の者	① 110万円以下	年間年金所得金額=0	65歳未満の者	① 60万円以下	年間年金所得金額=0
	② 110万円を超え330万円未満	(A)-110万円 —最高10万円※		② 60万円を超え130万円未満	(A)-60万円 —最高10万円※
	③ 330万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		③ 130万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	④ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円		④ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	⑤ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円		⑤ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円

その他の所得者記入欄

年間所得金額(申込みのしおり14～15ページ参照) <small>(なまえ)</small>	年間所得金額(申込みのしおり14～15ページ参照) <small>(なまえ)</small>
円	和泉 太郎 1,750,000 円

所得額 **太郎 1,750,000**
花子 240,000

年間総所得金額(ア)

百 十 万 千 百 十 円
1 9 9 0 0 0 0

控除額合計(イ)

百 十 万 千 百 十 円
1 7 7 0 0 0 0

年間総所得金額合計(ア) - 控除額合計(イ)

百 十 万 千 百 十 円
2 2 0 0 0 0

申込家族の月収額 **18,333** 円

この月収額を表の計算後の月収額欄に記入してください。

控除額	控除額
① 同居及び扶養親族控除	38万円 [入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族] 38万円 × 4人 = 152 万円
② 寡婦(夫)控除	最高27万円 [寡婦であって所得のある人] (最高)27万円 × 人 = 万円 (計算後の所得が27万円未満のときは、その額)
③ ひとり親控除	最高35万円 [ひとり親であって所得のある人] (最高)35万円 × 人 = 万円 (計算後の所得が35万円未満のときは、その額)
④ 老人控除対象配偶者控除	10万円 [控除対象配偶者が70歳以上である場合] [扶養親族が70歳以上である場合]
⑤ 老人扶養控除	10万円 × 人 = 万円
⑥ 扶養親族控除	25万円 [扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満である場合] 25万円 × 1人 = 25 万円
⑦ 障がい者控除	27万円 [障がい者がいる場合] 27万円 × 人 = 万円
⑧ 特別障がい者控除	40万円 [特別障がい者がいる場合] 40万円 × 人 = 万円

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が1級又は2級の方か、療育手帳の総合判定がAの方もしくは精神障がい者保健福祉手帳が1級の方を言います。

注意 申込家族の月収額が158,000円以下(裁量世帯の方は214,000円以下)であれば申込みできます。この収入基準にあてはまらないときは「失格」となりますので、ご注意ください。

※月収額計算のしかたについては、13ページ～23ページを参考にしてください。

10. よくある質問と回答

問1：一般世帯向けと福祉世帯向けに、なぜわけているのですか？

福祉世帯向けは、住居の設備は違いますか？

答1：一般世帯向けと福祉世帯向けに区分しているのは、特定の申込資格を持つ方のみがご応募いただける福祉世帯向けの応募区分を設定することで、特に住宅に困っている方を入居しやすくするように配慮をしています。福祉世帯向けの応募区分の住宅は、一般世帯向けの住宅と同じ仕様で、特別な設備を設けているわけではありません。

問2：私は福祉世帯向けの資格がありますが、福祉世帯向けに希望する住宅がありません。一般世帯向けの住宅に申込みはできますか？

答2：福祉世帯向けの資格がある方は一般世帯向けの応募区分に申込みできます。

問3：抽選の結果はどうすればわかりますか？

答3：抽選結果は、公開抽選会の当日午後から、住宅センター及び建築住宅室で閲覧できます。また、後日、市のホームページに、当選番号一覧を表示します。

※直接申込みにて郵便はがきを提出された方は、ご本人の抽選結果を郵送します。

※インターネット申込みの方は、メールにて抽選結果を送信します。

問4：申込み後、すぐに入居できますか？

答4：当選後、書類審査などの必要があるため、すぐに入居することはできません。申込みから入居までの流れは11ページをご参照ください。

問5：家賃はどれくらいですか？

答5：家賃は入居される全員の収入によって計算されます。また、入居される住宅の築年数や利便性、広さなどによっても家賃は異なります。募集案内を参考にしてください。

問6：婚約者がいます。結婚する予定なのですが、申込みできますか？

答6：申込みできます。ただし、書類審査時までには結婚届の受理証明書または入籍後の戸籍謄本が提出できない場合は入居できません。書類審査は抽選会の2～3週間後を予定しています。

問7：正式な婚姻届は出していないのですが、内縁の妻（夫）と一緒に住んでいます。申込みはできますか？

答7：住民票で続柄が「妻（未届）」または「夫（未届）」となっており、その事実が確認できる場合は申込みできます。現在同居していない場合は、内縁関係とはいえませんので、ご注意ください。

問8：パートナーシップ関係にあるカップルは申込みできますか？

答8：大阪府が、パートナーシップ宣誓者であることを証明した書類により、その事実が確認できる場合は申込みできます。申込者との続柄欄は、『パートナーシップ関係』と記入してください。

問9：配偶者と離婚をしていますが、申込みはできますか？

答9：①同居している場合

戸籍上離婚しておらず、現に同居している夫婦の一方が、別居のための住宅の確保を目的とした入居申込みをすることは、世帯の分離となりますので認められません。

②離婚はしていないが、別居している場合

戸籍上は離婚していないが、1年以上別居している場合は申込みできます。ただし、公的な証明書（戸籍の附票など）により、1年以上別居しており、かつ配偶者に扶養されていないこと・配偶者を扶養していないことが確認できる必要があります。なお、基準日は、募集期間の末日です。

③離婚協議中の場合

離婚の協議中（調停中、裁判中を含む）での申込みはできます。ただし、書類審査時には、戸籍謄本で離婚の成立を確認できることが条件です。書類審査は抽せん会の2～3週間後を予定しています。

問10：府営住宅と市営住宅を、両方申込みはできますか？

答10：申込みできます。ただし、両方当選した場合は、一方を辞退していただく必要があります。

問11：未成年者も申込みできますか？

答11：未成年者は、申込みできません。

問12：「浴槽×」とは、どのような住宅ですか？

答12：浴槽なしの住宅です。浴槽・風呂釜を入居者の個人負担で設置していただく必要があります。浴室スペースは全住宅にあります。

問13：身体障がい者手帳及び知的障がい者療育手帳を申請中の場合、診断書で福祉世帯向けの応募区分に申込みできますか？

答13：募集期間末日までに手帳の交付を受けている方は、申込みできます。診断書だけでは、福祉世帯向けに申込みできません。

問14：高齢者世帯、ひとり親世帯、障がい者世帯は、優先的に入居できますか？

答14：優先的に入居できる制度は行なっていませんが、一般世帯向けと福祉世帯向けのいずれかより選んでいただけます。

特定の申込資格を持つ方のみがご応募いただける福祉世帯向けの応募区分を設定することで、特に住宅に困っている方を入居しやすくするように配慮しています。

問15：申込後、同居しようとする者は変更できますか？

答15：申込後（募集期間後）に同居しようとする者を変更できません。ただし、次の場合は再審査を行います。

①申込者又は同居しようとする者が死亡した場合（②の場合を除く）
申込者が死亡した場合は、同居しようとする者の中に申込資格（詳細2～4ページ）のすべての条件を満たしている方がいる場合は、その方を申込者に変更できます。

②申込者又は同居しようとする者が死亡し、単身者となった場合
単身者となった方が、単身者申込資格（詳細5ページ）がある場合は、当選と同様の取扱いをします。ただし、申込んだ住宅が単身者向けの住戸でない場合は、入居していただくことはできません。

③申込後に出生した場合
変更できます。

※①～②の場合は、収入の再計算をします。その結果、収入基準が超えていれば入居できません。

問16：過去に数回市営住宅の申込みを落選しているが、優先的に入居できますか？

答16：優先的に入居できる制度は設けておらず、抽選になります。

問17：現在生活保護を受けています。福祉世帯向けの申込みはできますか？

答17：生活保護を受けているという理由だけでは、福祉世帯向けの区分には申込みできません。福祉世帯向けの申込資格に該当する必要があります。

問18：配偶者と1年以上別居しています。ひとり親世帯として福祉世帯向けの応募区分に申込みできますか？

答18：ひとり親世帯の要件である20歳未満の児童を扶養している場合は、申込みできます。ただし、20歳未満の児童であっても、年間の合計所得金額が58万円以下（給与のみの場合は給与収入が123万円以下）でなければ扶養していることにはなりません。

※戸籍の附票などで配偶者と1年以上（基準日は、募集期間の末日）別居している事実及び配偶者に扶養されていない（又は扶養していない）ことが確認できる必要があります。

問19：配偶者にDV（ドメスティック・バイオレンス）を受けています。ひとり親世帯として福祉世帯向けの応募区分に申込みできますか？

答19：大阪府各子ども家庭センター等で証明を交付してもらえる場合は、配偶者と同居中・別居中に関わらず申込みできます。

ただし、ひとり親世帯に準ずる状況にある世帯となりますので、ひとり親世帯の要件である20歳未満の児童を扶養していることが必要です。

なお、20歳未満の児童であっても、年間の合計所得金額が58万円以下（給与のみの場合は給与収入が123万円以下）でなければ扶養していることにはなりません。

問20：入居しようとする中の誰もが無職無収入なのですが、申込みできますか？

答20：市営住宅は住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた賃貸住宅ですので、収入の下限による制限はありません。

したがって申込みはできますが、入居されれば当然家賃を支払っていただく必要があります。もし仮に、家賃の滞納が続きますと、裁判により強制退去となることがありますので、ご注意ください。また、入居時に敷金（家賃の3ヶ月分）とその月の家賃が必要です。

問21：遺族年金は所得に含まれるのですか？

答21：遺族年金は、法令により非課税所得とされていますので、所得に含まれません。その他非課税所得には、障がい年金・増加恩給・傷病手当金・労災保険・雇用保険などがあります。

問22：現在妊娠中ですが、月収額の計算で控除しても良いですか？

答22：募集期間末日において出生していなければ、月収額の計算で、控除の人数に含まれません。また、入居人数要件の人数にも含みません。

問23：遠隔地扶養をしています。月収額の計算で控除しても良いですか？

答23：遠隔地扶養は所得税法上認められていれば、月収額の計算で、控除できます。（単に仕送りをしているというのみでは該当しませんのでご注意ください。）書類審査時に、住民税証明書や源泉徴収票などで確認をします。

問24：持ち家（分譲マンション、戸建て等）があるのですが、申込みはできますか？

答24：原則として申込みできません。また、同居しようとする者に持ち家がある場合も申込みできません。ただし、書類審査時に売買契約書を提出し、入居時までに家屋の所有権を市営住宅に入居される方以外に移転されるなど、処分を予定している場合は、申込みできます。
なお、入居後1ヵ月以内に所有権移転済登記簿本を提出していただきます。

問25：現在の持ち家が共有名義になっていますが、申込みはできますか？

答25：共有名義の場合は、申込者及び同居しようとする者の合計の持分が1/2以下であれば申込みできます。

問26：駐車場はありますか？

答26：各住宅に駐車場があります。駐車場の利用にあたっては所定の手続きをお願いします。ただし、空区画がない場合は、空きがでるまで待っていただく場合があります。

11. 公募する住宅について

今回の募集は、あき家になった市営住宅の入居者募集です。新築住宅ではありませんので、内装はキズ、汚れなどがあります。入居後の補修は行いませんのであらかじめご了承のうえお申込みください。

(1) 一般世帯向け募集住宅一覧

団地名	竣工年度	構造	間取り	家賃額 下段()内は 裁量世帯	浴室	浴槽	エレベーター	単身	備考
山手団地 55棟302号	昭和 61 年度	中層 耐火	3DK	16,100～ 24,000 (～31,600)	○	×	×	○	
山手団地 56棟301号	昭和 61 年度	中層 耐火	3DK	16,300～ 24,200 (～31,900)	○	×	×	×	
永尾団地 65棟303号	平成 元 年度	中層 耐火	3DK	18,800～ 27,900 (～36,900)	○	×	○	×	
黒鳥第二住宅 1棟106号	平成 19 年度	中層 耐火	1DK	16,600～ 24,700 (～32,600)	○	○	○	○	
和泉中央住宅 601号	平成 30 年度	高層 耐火	4DK	32,800～ 48,900 (～64,500)	○	○	○	×	

(2) 福祉世帯向け募集住宅一覧

団地名	竣工年度	構造	間取り	家賃額 下段()内は 裁量世帯	浴室	浴槽	エレベーター	単身	備考
山手団地 59棟201号	昭和 61 年度	中層 耐火	3DK	16,300～ 24,200 (～31,900)	○	×	×	×	
山手団地 60棟103号	昭和 61 年度	中層 耐火	3DK	16,300～ 24,200 (～31,900)	○	×	×	×	
永尾団地 71棟106号	平成 元 年度	中層 耐火	3DK	18,500～ 27,600 (～36,400)	○	×	○	○	

団地名	竣工年度	構造	間取り	家賃額 下段()内は 裁量世帯	浴室	浴槽	エレベーター	単身	備考
和泉中央住宅 707号	平成 30 年度	高層 耐火	1LDK	21,900~ 32,600 (~42,900)	○	○	○	○	

(3) 募集住宅の内覧について

募集住宅は、受付期間中に内覧を行えるよう開放しています。室内の状況について、簡単な問い合わせには応じますが、申し込まれる方は必ずご自身で室内の状況等をご覧になり、生活に支障のないことをご確認のうえ申込みを行ってください。

募集期間中は市ホームページにて360度カメラによるVR内覧も可能です。

なお、入居後の補修は行いません。

また、室内は土足厳禁ですので、内覧時はスリッパ等の履物をご持参ください。

★内覧を行える日時 令和8年5月17日（日）から22日（金）まで
各日午前 10時から午後4時まで

★内覧を行える住宅

山手団地 55棟302号、56棟301号、59棟201号、60棟103号

永尾団地 65棟303号、71棟106号

黒鳥第二住宅 1棟106号

和泉中央住宅 601号、707号

12. 募集住宅の所在地及び就学区域について

◆募集住宅の所在地と交通機関

住宅名	所在地	交通機関
山手団地	幸三丁目7番・10番	JR阪和線 信太山駅 → 徒歩15~20分
永尾団地	幸三丁目17番	JR阪和線 信太山駅 → 徒歩15~20分
黒鳥第二住宅	黒鳥町三丁目21番	JR阪和線 和泉府中駅 → 徒歩25~30分
和泉中央住宅	唐国町二丁目10番10号	南海泉北線 和泉中央駅 → 徒歩10分

◆就学区域について

住宅名	小学校	中学校
山手団地・永尾団地	幸小学校	富秋中学校
黒鳥第二住宅	黒鳥小学校	和泉中学校
和泉中央住宅	北松尾小学校	石尾中学校

※実際の就学校については、学校教育室児童生徒支援担当学務グループにて確認していただきますようお願いいたします。

13. 先着順申込のご案内

市営住宅あき家入居者募集の抽選の結果、応募割れとなった住宅については、先着順申込を行います。なお、先着順申込は空き住宅があれば継続して実施していますが、令和8年5月18日(月)から6月7日(日)までの間は、令和8年5月募集受付関係のため、先着順申込を中止していますので、あらかじめご了承ください。

(1) 申込資格

申込資格(P2~P4)のすべての条件を満たしている必要があります。

(2) 申込場所

一般財団法人 和泉市公共施設管理公社 住宅センター

ゆう・ゆうプラザ（人権文化センター）3階 TEL：0725-46-0056

(3) 申込方法

上記申込場所に、直接申込みとなっています。

※（注意）電話、郵送、インターネット等での申込や予約は行っていません。

・市役所での受付は行っていません。

・最新の募集状況は、住宅センターにお問い合わせください。

なお、本人以外の方が代理申込を行う場合には（5）の必要書類に加え、代理申込者の本人確認ができる書類を添えてお申込ください。

(4) 申込期間

令和8年6月8日（月）午前9時00分～

なお、申込初日午前9時までに複数の方が集まった場合は、抽選のうえ、申込順位を決定します。

(5) 必要書類

申込者本人の下記書類をご持参ください。

●市営住宅入居申込書

●印鑑 ●本人確認ができる書類（運転免許証・保険証等の写し）

※（注意）書類に不備がある場合は受付できませんので、あらかじめご了承ください。

先着順申込を行う住戸につきましては、抽選結果を踏まえ、申込期間前に、住宅センター及び市ホームページ並びに、各窓口において掲示いたします。

先着順申込がない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは、和泉市公共施設管理公社 住宅センターにお問い合わせください。

14. 募集住宅の位置図

【市営住宅位置図】

①幸・王子地区市営住宅

②和泉中央住宅

③黒鳥第二住宅







